

岩手県企業局管理規程第19号

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月18日

岩手県企業局長 岩渕 良昭

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の勤務時間に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定) 第2条の2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは、 <u>1</u> 日につき8時間の範囲内で所属長が定めるものとする。	<u>（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定）</u> <u>第2条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき8時間の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき8時間の範囲内で所属長が定めるものとする。</u>
2・3 [略] 第2条の3 再任用短時間勤務職員については <u>日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、所属長の指定する日を週休日とすることができる。</u>	2・3 [略] <u>第2条の3 育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において所属長の指定する日を週休日とするものとし、再任用短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間ににおいて所属長の指定する日を週休日とすることができる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。